

第66回東京都社会福祉審議会会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 平成31年2月6日（水）午後1時32分から
- 2 開催場所 第二本庁舎31階 特別会議室21
- 3 出席者 **【委員】**
平岡委員長、栃本副委員長、秋山委員、小口委員、筒井委員、山田（昌）委員、和気委員、大松委員、栗林委員、白石委員、高橋（信）委員、たきぐち委員、細谷委員、龍岡委員、横山委員、琴寄委員、中村委員、山田（広）委員、高橋（紘）臨時委員、小林臨時委員
（以上20名）
【都側出席者】
内藤福祉保健局長、福祉保健局及び関係各局幹事・書記

4 会議次第

- 1 開会
- 2 新委員紹介
- 3 副委員長指名
- 4 審議事項
 - (1) 今期（第21期）の審議課題の決定について
 - (2) その他
- 5 閉会

○森田企画政策課長 それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。私は事務局を務めさせていただきます、福祉保健局総務部企画政策課長の森田と申します。よろしくお願いたします。以降、着座にて進めさせていただきます。

開会に先立ちまして、事務局より何点か、ご連絡をさせていただきます。

まず、委員の皆様の出席につきまして、ご報告をさせていただきます。

本日、所用のために欠席の報告をいただいております委員の方々は、井上委員、白波瀬委員、阿部委員、成澤委員、尾崎委員、寺田委員、渡邊委員でございます。なお、山田昌

弘委員からは、30分程度遅れる旨の連絡を頂戴しております。

本日ご出席の連絡を頂いた委員は、到着が遅れている委員も含めまして、現時点でご出席の委員は20名でございます。本審議会の委員総数は27名でございますので、社会福祉審議会条例施行規則第4条第1項に規定しております委員の過半数という定足数に達していることを報告させていただきます。

続きまして、お手元に会議資料を配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。本日の審議会でございますけれども、タブレット端末を活用したペーパーレス会議を実施しております。なお、本審議会でもペーパーレス会議を実施するのは初めてでございます。先ほども動作確認したんですけれども、少し不具合も出ております。もし、途中で何か不具合がございましたら、近くの職員にお声かけいただければと思いますので、不手際がございましたら何分ご容赦のほどをよろしくをお願いいたします。

端末の操作は各自、各委員の方でも可能ではございますけれども、必要に応じて事務局の方で操作する場合がございます。

そちらの端末の方に収録してございます資料を、順にご紹介させていただきます。

まず、会議次第がございまして、次に資料1で委員名簿を付けてございます。それから幹事の名簿、書記の名簿。資料2といたしまして、社会福祉審議会の年表。それから、資料3といたしまして、関係規程集として、社会福祉法の抜粋、社会福祉法施行令の抜粋、それから審議会の条例、条例の施行規則、審議会の規程でございます。

なお、委員以外の皆様には、同じ物を紙資料で配付してございます。確認をお願いいたします。

それから冊子の方も机上配付してございます。

白色の冊子が、第20期、前期でございますけれども、意見具申いただきました、「地域包括ケアを支える人材の在り方と役割～領域や世代を超えた支え合いの実現のために～」でございます。次に、カラーの表紙の冊子がございます。都民の皆様に向けまして、福祉保健局の今年度の取組をお知らせするために作成いたしました、一つが「2018東京の福祉保健」、それから、薄紫色の冊子が、福祉保健局の重要施策を冊子にまとめました「東京の福祉保健2018分野別取組」でございます。

資料の確認は以上でございます。

なお、本審議会ですが、審議会規程第2条の2第2項の規定によりまして、公開となっております。本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。

また、本日の審議会の議事録ですが、後日、東京都のホームページに掲載し、インターネットを通じて公開しますので、申し添えておきます。

それでは、平岡委員長、よろしくお願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

ただ今から、第66回東京都社会福祉審議会を開会いたします。本日は、皆様お忙しい中、ご苦勞様でございます。

本審議会は、今期が第21期で、前回の総会が平成29年4月に開催されております。その後、委員の交代がありましたので、新しい委員の方々を紹介させていただきたいと思っております。

資料1の委員名簿をご覧ください。順次、私の方から紹介させていただきます。

大松あきら委員でございます。

○大松委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○平岡委員長 栗林のり子委員でございます。

○栗林委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○平岡委員長 白石たみお委員でございます。

○白石委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○平岡委員長 たきぐち学委員でございます。

○たきぐち委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○平岡委員長 高橋信博委員でございます。

○高橋委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○平岡委員長 細谷しょうこ委員でございます。

○細谷委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○平岡委員長 龍円あいり委員でございます。

○龍円委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○平岡委員長 次に、平成23年から3期にわたり当審議会の委員をお務めいただいた森本副委員長、森本副委員長は平成29年から副委員長を務めていただいておりますが、平成29年11月10日にご逝去されました。心よりご冥福をお祈りいたします。

森本副委員長のご逝去によりまして、本審議会の副委員長が空席となっております。審議会規程第2条第3項の規定に、「副委員長は、委員長があらかじめ委員のうちから指名する」とございます。そこで、私は、平成23年から本審議会での議論にご参加いただ

いて、国内外の社会福祉政策に造詣の深い、栃本委員を副委員長に指名させていただきました。

早速ですが、栃本副委員長から一言、ご挨拶をお願いいたします。

○栃本副委員長 今ご紹介いただきました栃本でございます。よろしくお願いいたします。

今回は私の両側にいらっしゃいます小林大先生、高橋紘士先生の下で、伝統ある審議会であります。あと、もう一点は、平岡先生は私が若い頃から存じ上げております先生でして、研究者でありまして、最も私が尊敬している先生です。その下で副委員長という立場でお手伝いさせていただけることは、大変私にとって名誉でもありますし、ぜひこの3人の先生方、平岡委員長の下でより良き審議会が行われるよう、微力ながら力を尽くしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○平岡委員長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入る前に、本日の審議会にご出席いただいております福祉保健局の内藤局長から、ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○内藤局長 ただ今ご紹介いただきました、昨年7月に福祉保健局長に着任いたしました内藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様方にはご多忙のところ、本審議会にご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。審議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

東京都社会福祉審議会におかれましては、国に先駆け、地域福祉の考え方を取り入れ、都において地域福祉の総合的、計画的な展開をどのように進めていくのか、また契約の時代にふさわしい利用者本位の福祉の実現の方策、2025年を見据えました地域包括ケアシステムの構築の方向性など、東京の福祉における、その時々的重要な課題につきまして、様々なご意見、ご提言を頂戴してまいりました。こうしたご提言も踏まえまして、都は利用者本位の新しい福祉を目指す福祉改革の取組や、全国に先駆けた福祉サービス第三者評価制度の本格実施など、大都市特有のニーズに対応する、様々な独自の施策を展開してまいりました。

前期の審議会では地域包括ケアシステムを支える人材のあり方と役割について、ご提案を頂きました。これを踏まえまして、今年度、多様な世代の方々に福祉に参加していただくための研修や広報の実施、福祉職場におけるICTの活用促進、福祉の仕事と魅力を理解していただくためのキャンペーンの実施など、様々な施策を展開しております。

平成の時代も残すところ3か月となりました。社会の状況が日々大きく変わり続ける中

にあつて、都には、都民の暮らしを支えるための施策を着実に展開するとともに、新しい時代に即応した新しい施策や取組、これを目指していくことが求められていると考えております。先日発表いたしました実行プランの政策の強化や、平成31年度の予算案には数多くの新たな施策を盛り込んでございます。

今後とも都民の皆様、区市町村の皆様、関係団体の皆様方と緊密に連携しながら、引き続き福祉サービスの充実に全力で取り組んでまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、都の取り組むべき課題や解決に向けて進むべき道筋につきまして、これから約1年間、幅広い視点から活発なご議論をいただきまして、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。改めて、よろしくどうぞお願いいたします。

○平岡委員長 どうもありがとうございました。

さて、今期の審議期間であります、平成32年3月までとなっております。その中で意見具申を行うということになっております。前回の審議会では、前期の意見具申や今の東京都の取組などについて、各委員からご意見をいただいたところでございます。

本日の審議会でございますが、今期の審議課題を絞り込んでいくとともに、これを専門的に審議していくための専門分科会の設置について、意見を交わしてまいりたいと思っております。

さて、今申し上げました今期の審議議題についてでございますが、実は本日、私の方で、ご提案として簡単なメモを用意させていただきました。まず、事務局の方から、委員の皆様の方に、そのメモを配付していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

お手元に行き渡りましたでしょうか。それでは、簡単に説明させていただきたいと思っております。

前期、第20期の社会福祉審議会では、要介護高齢者などの増加が見込まれる2025年以降を見据え、東京において地域包括ケアを推進するに当たっての重点的な取組の方向性について整理を行った第19期の意見具申を踏まえまして、専門職からボランティア、お互いに助け合う住民などまで、地域包括ケアを支える「人材」のあり方と役割、そして新たな仕組みなどについて、現場の実態や既存の先進的な取組、あるいは東京の大都市特性や地域の多様性も踏まえて幅広く検討し、意見具申を行いました。

社会福祉の人材を行う環境について見ますと、目下、有効求人倍率が上昇しております

て、2017年で1.80ということがございます、全産業的に人材不足に直面しているということかと思えます。とりわけ、東京都は就業の選択肢が幅広く、介護関連職種における有効求人倍率は全産業を大きく上回っておりまして、2017年で6.14という状況でありまして、人材不足の問題は深刻化しております。その一方で、地域包括ケアシステムの構築に向けての種々の取組の担い手となるのに必要な知識、経験、技能を有する多様な人材への期待が高まっているということがございます。

そういうことで、ここにはちょっと書いてございませんが、都の施策としては人材の問題は重点的な取組がなされるべき事項の一つとされておりまして、介護の分野について見ますと、各種の研修はもとよりとしまして、奨学金であるとか資格取得支援、介護職員の宿舍借上支援、施設内保育所の運営支援、ICT機器の活用による職員の負担軽減支援など、様々な施策が展開されてきております。また、福祉、介護、保育全体に関しても様々な取組が行われていまして、昨年度は労働環境の整った施設などの情報を求職者に提供する仕組みとしまして、働きやすい福祉・介護の職場宣言事業なども始まっております。

このようなことでありまして、前期の意見具申に盛り込まれている事項を含めて、求められる人材の育成、確保、定着に向けて、適切な対策を講じることが急務となっているということは申し上げるまでもありません。しかし、今期の社会福祉審議会では、このような人材に関わる課題に限定せずに、今日の社会福祉をめぐる諸課題を多角的に検討した上で、少子高齢化、長寿化、その他の人口構造の変化、国際化、情報化などの社会変化に直面する中で、今後の社会福祉が進むべき道筋について、幅広く検討を行うことをご提案したいと思います。

このように考えますのも、今日の画面で見ていただく資料の中に、これまでの審議会のテーマの一覧というものがあるかと思えます。これを見ますと、1990年代までは社会福祉のあり方を総合的に捉えるような答申内容が多くなっていたかと思えます。

そもそも、この審議会は委員の任期も3年ということでありまして、知事の任期とも重なっていないわけで、あるいは各種の計画の策定期間とも必ずしも一致していないということがございます。そのようなことで、中長期的な視点を含めて、東京における社会福祉のあり方を検討することが期待されていたという事情があったのかと思う次第です。

ちょうど2000年というのが社会福祉事業法の改正、そして法律の名称の改称によりまして、社会福祉法が成立した時期であります。社会福祉基礎構造改革がそれによって実施され、また介護保険制度がスタートしたのが2000年でありました。

それから20年近い時間が流れたわけでありまして、その間に人口、社会構造の変化、その他の多くの社会の変化を経験する中で、東京においても地域包括ケアの実現に向けての取組など、社会福祉のあり方に多くの点で前進が見られるとともに、様々な課題が浮かび上がってきたということが言えるかと思えます。そのようなことから、中長期的な視点を踏まえて今後の東京における社会福祉のあり方を多角的に検討することが求められる時期に来たのではないかと考えている次第でございます。

社会の変化ということを経験する中で、東京においても地域包括ケアの実現に向けての取組など、社会福祉のあり方に多くの点で前進が見られるとともに、様々な課題が浮かび上がってきたということが言えるかと思えます。そのようなことから、中長期的な視点を踏まえて今後の東京における社会福祉のあり方を多角的に検討することが求められる時期に来たのではないかと考えている次第でございます。

社会の変化ということを経験する中で、東京においても地域包括ケアの実現に向けての取組など、社会福祉のあり方に多くの点で前進が見られるとともに、様々な課題が浮かび上がってきたということが言えるかと思えます。そのようなことから、中長期的な視点を踏まえて今後の東京における社会福祉のあり方を多角的に検討することが求められる時期に来たのではないかと考えている次第でございます。

社会の変化ということを経験する中で、東京においても地域包括ケアの実現に向けての取組など、社会福祉のあり方に多くの点で前進が見られるとともに、様々な課題が浮かび上がってきたということが言えるかと思えます。そのようなことから、中長期的な視点を踏まえて今後の東京における社会福祉のあり方を多角的に検討することが求められる時期に来たのではないかと考えている次第でございます。

さらに、2030年代になりますと、「団塊ジュニア世代」が高齢期を迎えるということから、高齢者人口や高齢化率は2040年にかけて増加を続ける。その一方で、平均寿命や健康寿命の更なる延伸により、「人生100年時代」の到来が現実のものとなっていくというような見方もあるかと思えます。そのような中で、就労や地域活動などで活躍できる元気な高齢者が増加していくという面もあります。

そういった少子高齢化・長寿化、あるいはその他の人口構造の変化とともに、国際化も日本社会に生じている重要な変化であるということになります。我が国と諸外国との人的な交流は拡大の一途をたどっておりまして、我が国を訪れる外国人数であるとか、在留外国人数などは増加し続けております。本年4月からは新たな外国人材の受入制度が実施されることとなっております。政府におきましても、外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策というものを打ち立てて取り組んでいるところであります。

社会福祉の分野を考えてみましても、国際的な福祉課題への我が国からの貢献というのが益々期待されるようになる一方で、国内においても、訪問、滞在する外国人、あるいは在留外国人数が更に増加していく。あるいは、外国人材の受入れなどによって生じる、新たな福祉課題への取組が求められる状況となることが予想されるところであります。

東京では、主に高齢者支援の分野において、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるこ

とができる地域包括ケアシステムの構築が各地域で進められておりまして、障害者支援、子供・子育て支援、生活困窮者支援などの分野でも、それぞれのニーズに応じたサービスや、地域での支え合いの仕組みが整備されてきておりますが、人口構造、社会構造の急速な変化に伴って、都民が生活していく中で抱える課題は複雑化、複合化しておりまして、分野ごとにきめ細かく構築されて、明確な基準に基づき対象者を選定するという従来の福祉サービスのみでは十分な対応が困難になってきているという状況もあるかと思えます。

例えば、介護の分野においては医療と介護の連携や、あるいは生活困窮者に対する相談支援と就労支援などは一体的な実施していくということが求められる。あるいは、子供の貧困対策において、教育支援や就労支援を含めた総合的な施策展開が行われるなどの、分野横断的な取組が広がっておりまして、福祉の領域と関連領域とのつながりは強まってきております。

こうした状況にある現在におきましては、それぞれの分野で培われてきた支え合いの手法や、考え方の意義や到達点を改めて確認するとともに、ソーシャルワークなど、福祉の領域の固有の支援機能を維持、発展させるということ、そして従来の福祉の概念を広げ、深化させていくということ、そのいずれもが必要となってきているということかと思う次第です。

その際には、企業や研究機関を初めとする豊かな社会資源が集積されているといった東京の強みであるとか、ICTの一層の進展というものを生かしながら、地域、民間、あるいは行政の役割、自助・互助・共助・公助というものをいかに組み合わせるかといった点についても、改めて時代に即した検討を加えることが必要であると考えられます。

検討に当たりましては、前回の意見具申で言及いたしました、専門職や地域住民などの各主体が専門性やパワー、資源を持ち寄りながら協働する、新たな支え合いの形についても留意すべきであると考えます。

こうした視点から、今期の社会福祉審議会では、国際化、情報化などの社会変化が加速化し、人口・社会構造が大きく変化する2025年以降の将来を見据えて、東京が、女性も、男性も、子供も、高齢者も、障害者も、誰もがいつまでも安心して暮らし続けることができる都市であるための福祉施策のあり方について、未来志向で議論することにしたいということになります。

テーマを一言でまとめれば、誰もがいつまでも安心して暮らし続けることができる都市であるための福祉施策のあり方ということになりますが、やや茫漠としているようなテー

マで、まだ絞り込まれていない状況であります。ぜひ今日、委員の皆様から自由なご意見を頂いて、それを踏まえて、また分科会での審議の中でテーマを絞り込んでいただければと考える次第です。

やや長くなりましたが、現時点で私の方で考えている審議の方向性について、ご説明させていただきます。

それでは、これにつきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。どうぞ、どなたからでも、手を挙げていただいて、ご発言いただければと思います。

それでは、前回の委員長をお務めいただいて、今回は臨時委員として加わっていただいている高橋委員から、何か口火を切っていただければと思いますが。

○高橋（紘）臨時委員　ご指名でございますので、ひとこと発言させていただきます。

資料2に東京都社会福祉審議会の年表というのが出ていて、今までの流れがずっと出ております。大きなエポックメイキングな意見具申を、東京都の社会福祉審議会は結構出しております。例えば、昭和44年の東京都におけるコミュニティ・ケアの進展についてという報告、要するに、施設福祉中心だった時代にコミュニティ・ケアという議論を出したのがこの時の答申で、それを追いかけて国が社会福祉審議会でもコミュニティ・ケアの議論をするようになって、それが昭和53年の在宅福祉サービスの戦略に行って、これが東京都でいうと地域福祉の推進というふうな議論になっていくという流れの中で大変大きな役割を果たしてきたというふうに思っています。

それから61年の総合的な社会福祉の展開もそうでありまして、ある意味で言えば、介護保険、それから先ほど委員長も言及された2000年の社会福祉法の導入への道筋を見据えながら、社会福祉事業から、社会福祉事業というのは法律で決まっています、国がこれこれの範囲でやりなさいという、そういう形で社会福祉を捉えていたものを、様々な自発的な展開も含めたものとして、社会福祉の概念を広げました。意外と行政官というのは真面目なので、従来の制度の範囲でしか物を考えない。そのため、イノベティブにはなりづらいというところがあって、それを社会福祉審議会の議論の中で、先ほども局長がちょっと示された、色んな東京都の独自の新しい試みということのきっかけになったような、そういうことがございますし。

それから今見て、そう、気が付いたのですが、平成4年に住まいのことをやっているんです、社会福祉で。ちょっと記憶がないのですが、これも先駆的な取組と私は思っています。というのは、これは実は今、住宅と福祉の関係が最大問題の一つだと私は思っており

ます。これは色んな所で発言を申し上げているのです。

都では都市整備局と福祉保健局との調整は行われてきたとは思いますが、まだまだ社会保障として住宅を位置付けるという発想はありませんでしたから、住宅行政公営住宅の管理で一生懸命だったというのが正直で、現在はそれでは済まなくなっているというのが現実でございますので。そうしたら、民間の賃貸住宅を活用せざるを得ない。そうすると、地価問題とかコスト問題があるから、そこに、それを手当とする社会保障制度を入れなきゃいけないというのは必然なんだけど、そこが不十分だから貧困ビジネスになってしまうのです。このような議論が実は必要になってきて、そうなりますと、ここでは社会福祉の中で住まいと、おずおずと言っていたというのが正直だというふうに思うんですが、相当大胆に議論をする必要が出てきています。

福祉というのは面白い領域で、福祉保健局という現場を所掌する担当部局がありますが、これから、そうすると福祉の枠を超えて福祉の議論をしようという趣旨の委員長の発言は大変理解できるし、賛成なんですけど、逆に言うと、それは相当な突破力が必要なんです、従来の既成概念を壊さなきゃいけませんから。社会保障を抑制したいと思っている上の方がたくさんいて、困ったものだ。実は社会保障をきちんとやると、経済成長にも貢献するし、社会の安定化は言うまでもないのですが、発想をする必要がある。今までの東京都がいろんな形で、国の政策も含めて突破口を開いてきたということを確認したいのです。

それからもう一つ、最近ちょっと非常に強く実感しているのは、ある時期から東京都の役割もさることながら、市区町村だということ非常に強調するようになりました。多摩の格差問題は、これは大変な問題ですが。これから潤沢な財政を中心に、市区町村を支援するという東京都のスタンスは多分、難しくなるのは必定だと思うとすると、市区町村も独創的な仕事、場合によっては東京都の規制も何するものぞ、ぐらいの所が出てくれなきゃ困ると思っています。そういうことを含めて、市区町村行政もまさに福祉に閉じこめるのではなく、越境をして多面的なアプローチをしてほしいと思います。ところが、そういうことについては極めて躊躇しているというか、抑制的だというふうに思われます。

それでも、地域活動が色んな形で広がり始めてきていて、私の住んでいるのは、たまたま成澤区長が今日は欠席している文京区ですが、実は小林委員にも大変ご尽力いただいた、良い活動を、全国でも知られるような活動を展開し始めております。多摩地区は相当色んな独創的な仕事を前からやっておりますが、23区でもそういうものが始まっているなどという実感を、単に文京区だけではなくて、色んな所で始まっている感じが、大田区なんか

もそうですし、練馬も本当に障害でちょっと関わっていますが、良い実践が始まっていると思います。

そうすると、そういう地域に根ざした独創的な実践を展開しやすくなるような環境づくりというのがとても重要で、そのためには、私は12月25日付けの読売新聞のインタビューで地域マネジャーという変な言葉を使ったんですが、ドクターでもいいし、事業者でもいいし、もちろん公務員もそうあってほしいというようなことで言うと、かなり継続して地域に関わる人たちをどう作っていくか。地域の色んな所で場を得て働いて、活動しておられる方、一番重要なのは高齢者や障害者や当事者活動なんですね。当事者活動が元気だと、色んな形で地域を変えられるという実感は多分、東京都の色んな実践の中で出始めている。そういうことも含めた、何と言うんでしょうか、皆が元気になる意見具申というのかな、そんなことを是非追求していただきたいと思います。

それから、委員長が相当はつきりおっしゃっていたのは、既存の縦割りを乗り越えましょうというメッセージをお出しになりました。

そういうことも含めて、色んなことを、この機会に考えながら、その成果は政策を実際に遂行していただく公務員、地方行政、東京都の皆さんや市区町村の皆さん、さらに今日はせっかく議員さんがお見えでございますが、議員さんの意識改革がものすごく重要です。議員さんに変わってもらわないと、というところ。まだ1970年ぐらいの議論をしている議員さんが多いんだけど、今や2019年ですから、2019年の議論をぜひ、2020年、それから2040年にかけての議論をしていただきたいという、そういう委員長の提案だと思いますので、そんなことも含めて、よろしくをお願いします。

○平岡委員長 ありがとうございます。色々な刺激的なご提案と、新しい審議で参考にさせていただくアイデアを出していただいたかと思います。

それでは、皆様いかがでしょうか。少し抽象的なテーマの設定になっておりますけれども、この審議会の中では色々な福祉、医療等の現場の視点、あるいは都民の生活者の視点、そして都政であるとか自治体行政の全体を見ておられる視点からのご意見も頂ければと思います。ですので、自由にご関心のテーマでご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田(昌)委員 遅刻してきて申し訳ありません。中央大学の山田昌弘でございます。座らせて、発言させていただきます。

実はほとんど毎回同じことを言いますので、前回も聞かれた方は、またかとおっしゃるかもしれませんが、2点ばかり発言させてください。

委員長が2025年から、さらには30年代、40年代という長期を見据えてというご提案メモに私も大変賛同します。

私は、ご存じかもしれませんが、家族社会学をやっていますので、ここ2、30年の間に家族のあり方が大きく変わっている。私は学生に対して、ここに100人の学生がいれば、25人は一生結婚しない、結婚した75人のうちの25人は1回は離婚する。つまり結婚して離婚しないで一生を送る人というのは多分、今の80、90ぐらいは90%程度だったと思うんですけども、今の若者ではもう、結婚して離婚しないで、今のままでいくとですけどね、一生を送る人というのはもう2人に1人しかいない。そういうライフコースの変化というのを前提にした政策をお願いしたいというのが、まず1点でございます。

その中でも、とりわけ私が、これも何度も、平岡委員長を始めとして、もう聞いていると思いますけれども、私は結婚問題の専門家で、かつ、ちょうど20年前に私は「パラサイトシングル」という言葉を作り出したんですけども、当時は20代だったのが、今は30代、40代、つまり70、80の親と30、40、50の独身の子供、離別者も、戻ってきている人も結構いますが、一緒に住んでいるという人たちが全国で300万人程度いらっしゃいます。今は問題が起こっていないというのは、親の家に住んで、親の年金で生活できて、子供の介護もできているから、今は問題がないかもしれないけれども、親に何かあったときには、もう確実に経済的かつ心理的にも孤立しますし、破綻することは目に見えている。まだ今は、NHKでも70-40とか、80-50というふうにして、まだ親が70、80ですから良いんですけども、20年後、30年後には確実に、結婚経験がなくて親に扶養されていた未婚、正確に言えば独身者、未婚者だけじゃないですが、人たちが表に出て来ざるを得ないというのは、私は色んな所で発言しているんですけども、今は問題になっていないので、余りどこも手をつけてもらえないというのが現状でございますので、ぜひ将来を見据えるということでは、そういう人たちの将来はどういうふうになっていくかということに関して、ぜひ、検討いただければと思っています。これが1点です。

第2点は、格差の問題、これも私、15年前に「格差社会」で流行語大賞も頂いたんですけども、多分、15年前から比べて、地域の格差は益々拡大しているような気が、正確に統計はわからないんですけども、拡大しているという印象を受けます。

特に東京だと、人口が増えて困っているところもあれば、私、八丈島に廃校になった小学校があって、そこを利用して社会教育をするというボランティア団体にも属しているんですけども、そういう地区もあれば、高級マンションもあれば、助け合いといっても助けてもらいたい人ばかり住んでいる地域もあると思います。つまり、高橋前委員長が、昔の70年代とは違うんだというふうにおっしゃったと思うんですけども、私も実はそう思っていて、70年代のように大体中流の人が皆どこでも住んでいるという地域ばかりではなくなって、都心の一部の地区のように、同じ地域社会といっても、年収1,000万以上の人がたくさん住んでいる地域と生活保護の人がたくさん住んでいる地域では、おのずと地域の助け合いや福祉のあり方も異なってくるはずなんですけれども、ちょっと政策的にそれが果たして打ち出せるかどうかわかりませんが、同じ区だといっても、その区の中にも様々な地区がある区もありますので、そういう地域格差、同じ政策なり、そういうものを実施する場合に、格差がある中で実施した場合、どうなるかというのも、ぜひ検討していただければと思っています。

家族の変化と地域の格差の変化について、私の考えを述べさせていただきました。どうもありがとうございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

和気委員、お願いします。

○和気委員 首都大学東京の和気と申します。

この審議会に加わらせていただいて、まだ1年弱ですので、今までの議論が余り分かっていないようでしたら大変恐縮ですけども、今の平岡先生の審議テーマ、提案を聞かせていただきまして、質問させていただきます。今、国では「我が事・丸ごと」地域共生社会ということで提言、大きな方針を示しておりまして、今、議論されていたような住宅との連携であったり、教育との連携、労働との連携とか、そういう縦割り行政の弊害をむしろ日常生活圏域、あるいは市区町村のレベルで除去し、連携していくことで包括的に様々な地域住民の課題を住民参加の下で進めていくという提案をなさっていると思います。委員長は、あえてそういう地域共生社会という国の提言の用語を使わなかったのか、その辺、国のスタンスと東京都が推進していこうという大きな流れはそんなに違わないのではないかなと思うんですけども、そのあたりの考え方が何かございましたら、お聞かせいただければと思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。

国が推進している政策との違いを特に際立つということではないかと思います。東京都でも地域福祉計画を、それは市町村が主体になって進めるものですが、それを支援するための計画も立てておりますし、地域での支え合いを進めていくという点では共通であるかと思います。

ただ、今までの東京都の審議会の流れの中で、ある種の議論の枠組みというのができてきておりますので、それを踏襲するような形で、今日はまとめさせていただいたということがありますので。それは分科会などでも、より具体的に議論していただく内容だと思えますが、今日、他の委員の皆様からのご意見を頂ければと思っているところです。

○栃本副委員長 上智大学の栃本ですが、今、たまたまそういう話になりましたので、少し私なりにお話しさせていただきますけれど。私は厚生労働省の役人もしてまして、あと参議院の厚生労働委員会の立法スタッフもしていたんですね。したがって、厚生行政の具体的な中身の政策立案であるとか、具体的な課題、どういう形で色んな圧力がかかったり、こういう議論が行われるかというのをつぶさに見てまして、先ほど、委員長のご挨拶として指針といいますか、そういうお話、また、高橋先生からもお話がありましたけれど、東京都は非常に大きな地方自治における大きな政府でありまして、本来であれば、国と対等な関係にあるというふうに、私は思っています。

その時々で東京都の審議会が果たした役割は大きいと思いますけれど、私なりに見えますと、政策学というか、そういう観点で見ると、東京都が進んでいって新しいものを出しているときもありますけれど、必ずしもそうではないときもあるというのが現実だと思うんです。国に倣ってとか、国に伴走するような形での提案というのもあったと思います。それ以外にも、先ほど来、お話があったように、住宅の問題であるとか、地域福祉というものもそれほど言われていない、コミュニティ、そういうものに先鞭をつけたというのは、それぞれの先生方であるとか、この審議会の見識だと思うんです。

そういう意味で、私は、今、霞が関は、デュアルシステムというか、ある意味では二元政治というか、そういう形で、本当のことというか、非常にプロの話で言いますと、政策というものが、表面的にジャーナリストがそういうのを観察すると、どっちを向いているのか、どういう部分が本当なのかなということを見定めつつ評価せざるを得ない。役人であったとしても、どっちを向いてやるかということを考えているような状態なわけですよ。

したがって、東京都は、これだけの陣容と議論、あと歴史があるわけですから、別に国

に反対するような意見を出してくれというわけじゃないですよ、私は国のお仕事もしていますからね。だけど、国の人から見て、「あっ、これはすごいな」とか、これは絶対国からでは提案できないようなこと、そういうものを出すという責務が私はあると思うんですね。また、それが二元的なコントロールを受けない東京都だと思いますので、本当にすっきりと、本来、東京都として巨大な都市で、なおかつ多様性の含まれた地域であるべきものを、伝統を踏まえた上で、提起するということが大切だと思います。

国だと、どうしても打ち出せないとか、この部分の連携が非常に実態的には行えていない、表面的に言っているだけ、言葉だけだというのは、非常によく分かるんですね。その部分はいくらでも、そこだけには限りませんが、住宅のこともそうかもしれないけど、あと、先ほど、和気先生がお話になったような点でもそうですけど、いくらでも打ち出せると思うので、私自身も積極的に発言しようと思いますけれど、エッジの効いた提案というのでできることが大事だと思います。

最後に、東京はやっぱり、前にも申し上げたけど、巨大な知的な生産をする、消費だけでなく生産し発信する場ですよ。だから、この特性を生かさないと手はないわけですし、その一つとして、東京は大学、短大であるとか、教育機関が相当ありますよね。また、小学校や中学校、高校というのは、これは義務教育もあれば私学もありますけど、そういうような教育との連携というのをこれから福祉を考えたとき、実はとても重要なんですよ。これは先ほどのいじめとか、虐待とか、そういうことだけじゃなくて、むしろ、福祉というのを考えて、より良いものにしていく、新しい参加型の福祉を共に学びながらつくっていくということであると、教育との連携というのは、本当はとても重要なんですね。

ところが霞が関では絶対できない、現在の時点ではね。だけど、地方自治体であれば絶対できることだと思います。これは一つの例ですけど、そういう意味で可能性というのはすごくあると思います。

それと、なぜ、こういうことを申し上げたかということ、先ほど、和気先生から地域共生社会とか、あと地域丸ごとという議論はあるんだけど、あれが、こう言ってはあれだけど、厚生労働省が一枚岩で議論しているとは思えないんですね、ある意味ではね。一応、そういうことは言うけれど、本当は施策として、これをやらなきゃいけないというのは本当はあるわけですし、それを含んだ上での議論をしなければいけないという、実はそういう意味で、和気先生、わざといたら変だけど、心構えをお尋ねになったように私は感じたものですから、ちょっと長くなりましたけど、発言させていただきました。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

○秋山委員 私は訪問看護を長らくやってきまして、今は訪問看護の現場というよりは相談支援というか、まちの中のよろず相談所の暮らしの保健室やがん患者と家族のための相談支援マガース東京に多く関わっているという立場なのですけれども、2025年も越えて2040年、人口構成が逆ピラミッドになった時に、誰がどのように人を見送っていくかというか、多死社会に向けての看取りが、東京都ならではの東京スタイルというのか、そういう看取りのことを、つまり人生の最後をどのように迎えて、そして、その看取った結果、それが次世代にこういう亡くなり方をしたいという、そういうことが続いていけるような、そういうことを福祉の立場で様々な人とチームを組んでやっていかないと、とても間に合わない時代に直面しているのではないのかなというふうに思います。それは医療の問題だけではなく、福祉人材も含めてですし、ご近所の見守り体制も含めて考えなければいけないし、何よりも根幹は自分自身がどのように人生を生き切って最後幕を閉じるかという人生会議と愛称がついたACPのことも含めて、そこも盛り込んでいかなきゃいけないところに来ているのではないのかなというふうに思います。

漏れ聞くと、中野区は、保証人がいない高齢者の住宅の費用も少し補助するという事なんです、それだけではなくて、亡くなった後の様々な整理というか、そういうのが本当に一人暮らし、家族があっても、なかなかそういう力が出ない方の亡くなった後のケアも、都市型では隣近所の地縁が薄くなっていますし、とても大きな問題で、訪問看護で伺って、ひとり暮らしの方、ご自宅で看取りました、その後、生活保護だと、役所の方と一緒にできるんだけど、それより少し経済的に上の方だったら、どうしようかと、本当に腕を組んで困る、どうやって周りを支えようかというあたりのことも出てくるような時代です。なので、みんな病院に駆け込むのではなくて、暮らしの中で看取る、それは自宅のみではなく、施設も含めて、暮らしの中でそのままの延長線上で看取るということが、本当に東京でできるようにならないと、とても困る。救急の体制も含めてですが、とても困るんじゃないかなというふうに思います。

多死社会に向けて、東京スタイルで人生を終えられるというのは、どういうことなんだろうかというのを一つ挙げていただきたいというのが1点と、もう一つは、実は私は、助産師でもありまして、臨床経験の最初は生まれる現場にいました。そこから比べますと、本当に少子化なので、産科病棟が皆混合病棟になっていまして、しかも、生まれた後の産

後ケアがそれぞれの市区町村でそれなりにはされていますけれども、東京はやっぱりちょっと手薄という、産後ケアが十分にいきませんと、その後、鬱になり、子供のケアも十分じゃなく、しかも、それがそれなりに引きずって更年期障害になりということで、産後ケアはすごく大事だと思うんですね。だから、少子化といったときに、具体的に何を、どのように対策を、ただ産めよ殖やせよと、そういうことではなくて、産みたい環境、産んだ後のケア、それをどうするかと、やっぱり盛り込んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。大変貴重なご提言をいただきまして、ありがとうございます。

どうぞ、白石委員、お願いいたします。

○白石委員 白石です。今回初めてこの社会福祉審議会の委員になりましたので、緊張していますが、先ほど、高橋先生からもあったとおり、議員もいるということで、議員としてもしっかりと、やはり、この社会福祉をどう見ていくのか、しっかりと踏まえてほしいというふうに叱咤激励もありましたので、そういった中で私たちもしっかり参加させていただきたいなというふうに思っています。

先ほど、高橋先生からもあったとおり、私も住まいの問題というのは非常に重要な問題だというふうに思っております。地域を回っていても、先日なんかは80歳の女性ですけれども、年金暮らしで、大体月7万から8万ぐらい使えるお金が。その中で、賃貸住宅で家賃が一番大きい。その中でどうやって生きていくのかといったときには、食費と医療費を削るというふうな話もありました。そういうふうな中で、その方が不安を抱えていたのが、やはり、一人暮らしなので、頼る家族もないというふうな中で、どのようにして、動けなくなったらどうしようというふうな切実な声ではあったんですけども、やっぱり一番の生活基盤は住まいになりますので、この住まいの問題で、高齢者になると、空き家はいっぱいあっても、そこに住まえるかどうかというと、大家さんが敬遠してしまうとか、そういうふうな問題が、東京都もいろいろ施策は打っていますが、なかなかこの現状は深刻だというふうな中で、家賃補助という声もありましたけれども、私も大きくそういうところも含めて審議会の中でも検討していただければなというふうに思っております。

同時に、先日、地域を回って、地域の方からは、最近、一人暮らし、独居暮らしが多く

なっているという中で、地域と共生、地域と支え合いながらというふうなフレーズも強調されるけれども、地域の支えも限界があると。一人暮らしで低所得者でとなると、なかなか地域の行事にも出てこなくて、非常につながりも薄いというふうな状況の中で、地域の力にも限界がある中で、そういう中でどういうふうなことが必要なのかという、先ほど1970年代の議論ではなく、さらにその先の今の実態に合った、即した議論をとというふうなこともありましたので、そういうふうな意味の実態に即した具体的に東京都としての社会福祉のあり方というのは、非常に重要なことというふうに思っております。

同時に、一人暮らしで誰にもつながりがないと、発見されるのが本当に重度化されてからというふうな中で、非常にそういう中での課題もあるなというふうに問題があると思いますので、住まいの確保の問題であったり、独居でひとり暮らしで高齢者で、つながりがない中で、地域の中、そして行政がどうやっていくのかということが、先生たち、様々な研究もされていますので、そういう英知も結集しながら、具体的に検討もしていただければと。その一つの具申も含めて、私たち議員としても、今後、社会福祉のあり方というところでは、積極的に議論をしていきたいなというふうな意見を述べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

筒井委員、お願いいたします。

○筒井委員 東京という都市は、ご存知のように、世界でも有数の人口を抱えているだけでなく、後程、詳しく申し上げますが、多様な特徴を有しております、このような東京都の特徴を生かした取組をしていただきたいということを意見として述べさせていただきたいと思っております。

先ほど山田委員からのお話にもありましたように、助け合いといっても助けてもらいたい人ばかりの地域もあれば、そうでない地域もあるとおっしゃっておられましたが、東京は、そういった地域差が激しいともいえますから、これについては自治体別に東京都としての支援の在り方を変えていくべきなのだと思います。

しかし、山田委員が指摘された、老いていくパラサイトシングルの問題は、東京にとっては、非常に重要です。全国的に見ますと、東京は60歳以上女性未婚率全国第一位であり、他にも30代、40代、50代においても男女共に未婚率が高いです。もちろん、一人暮らし率も全国第一位となっております。逆に、三世帯世帯の割合は、一番低いといった

ような状況で、これは、今後も変わらないトレンドでしょう。

このことは、先ほど、秋山委員がおっしゃっておられたように、死後のことをどういうふうに考えたらいいか、自分が死んだ後のことをどうすべきかについての問題が大きくなっていることを示していると思います。

特に単身者にとっては大きなテーマとなっております。私は2010、2011年に、この審議会の前会長の高橋紘士先生と孤立死の研究をやりまして、全国調査をさせていただいたんですけども、今も孤立死のデータは未整備でよく分かっておりません。ただし、はっきりしていることは、死後の清掃を行う特殊清掃業者というのが、ここ5年で5,000社ぐらいに増えているということです。数年間で大変、需要が増えております。

こういった現状を踏まえて、孤立死が多いと予想される東京で、これからやらねばならないこととして、積極的な終活支援があるのではないかと考えております。同時に、エンド・オブ・ライフという「死に逝く力」をつけることへの支援も大事だと思います。つまり、その人らしいライフスタイルの中で、どのように見つけていくかの支援、こういうことを東京がやってくると、すごく助かるなというふうに全国では思っている。

また、東京は、SNS、インターネット、通販利用率、ソーシャルメディア利用率も全国第一位です。おそらく東京は、自治体で実施する公が保障する仕組みと、これらの民間のサービスをミックスした、公私ミックス型の福祉の取組が、先ほどのSNSやインターネットを使ってできる可能性が高い都市ではないか。

ただし、東京は振り込め詐欺認知件数も全国第一位です。民間を利用するといっても、こういった人災のリスクをどうすべきかをSNSやインターネット技術を用いて、東京都が率先して、対策を検討できるとよいのではないかと思います。

以上のように、①単身者への終活の積極的な支援として、エンド・オブ・ライフ支援を含んだ支援策を検討すること、②福祉サービスにおいて、SNSやインターネットといった新たな媒体を使って、振り込め詐欺などの人災を予防する支援の在り方を検討し、これらを含めた支援方法を確立することは、③公私ミックス型の福祉という新たな取組の地平を開くことになると思います。

これら3つの取組は、いずれも国に先駆けた、新たな取組となると思いますが、これまで高橋先生、平岡先生、小林先生、そして三浦文夫先生といった先生方がやってこられた先進的な東京の福祉の展開という歴史を、更に発展させることになると思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。

お話を伺っていますと、従来からライフコース全体を捉えた福祉ということは言われていましたが、エンド・オブ・ライフという観点、それから死後の問題も含めて捉えていくということ、それから、産後のケアなど、新生児・乳幼児の保健対策の問題というのは、戦後ある時期に解決したのかなと思いがちでありますけれども、新しい視点で取り組むべき問題があるというご指摘であったかと思えます。

それから、孤立、孤独の問題、これは、その問題の広がりというのも必ずしもまだ十分に捉えられていない面もあるのではないかということもありますし、他方で、こういう問題に対する地域での取組というのも非常に急速に広がっているという面もあるのかなとは思うわけです。

どうぞ。まず、たきぐち委員から。

○たきぐち委員 たきぐちです。よろしくをお願いします。

これまでの話と重なる部分があるんですが、先ほど来、住まいの話がありまして、住宅確保要配慮者に対する空き家のマッチング制度、登録制度というのができたんですけども、これがなかなか登録件数が増えていないというところで、手数料を無料化にしたりとか、こういった取組をしているんですけども、先ほども亡くなった後のお話がありましたけれども、例えば、ご高齢者がそこに仮に入居をしたとしても、その後に亡くなった後に、色んな残置処理をしなければならないとか、そういったところがあると、なかなか貸し主の方も積極的になれなかったりとか、そういった部分では、先ほど、都市整備局との話がありましたけれども、そういった局横断的というのか、分野横断的というのか、もっと福祉の分野が入っていかねばいけない部分があるんだろうということは感じております。

それと、今、孤立死というお話がありましたけれども、先日、私の知人のおじさんが8日間死後発見をされないで見つかったということがありまして、孤独死と孤立死ということが言われることがあるんですけども、独居のご高齢者が増える中で、どうしても孤独死をされてしまうことというのはあるんだろうと思えますけれども、孤立死というのは、本人がもう社会的な関係を断ってしまっていて、本当に社会から孤立をしてしまっている状況だというふうに認識をするのであれば、そうした孤立死というものをどうやって防いでいくのかということが大きな課題なんだろうなと、先日、そのことを伺って、改めて感じたところです。

人とのつながりということで、ちょっと関連しますと、フレイル予防が最近大きなテー

マとして言われていると思います。先日、ある勉強会で講師の方がおっしゃっていたのは、フレイル予防には人とのつながりというのが一番重要だというお話がありまして、ある統計があつて、身体的な運動をしている方と文化的な活動、地域の活動、ボランティアとかをしている方がいて、身体的な活動をしているけれども、文化的な活動をしていない人と身体的な活動はしていないけれども、文化的な活動をしている人を比べた場合に、フレイルに対するリスクというのが、身体的活動をしていても文化的な活動をしていない方が何倍か、3倍だったか、リスクが高いというお話がありまして、要は運動をしたとしても、その後はどうやってコミュニケーションを取ったり、人とつながっていくかということが非常に重要なんだというようなお話があつて、まさにそういった意味でも、見守りも含めた人とのコミュニケーションというのが大変重要なんだなということを改めて認識をしたところでありましたので、ご報告させていただきたいと思います。

これからのあり方ということで、先ほど人材の観点で、有効求人倍率が介護関連が6.14ということで、これはもう数年前に全体的な有効求人倍率が1を切っている状況の中でも介護職については2を上回っているとか、この数字は景気によって色々変わるんですが、ただ、介護人材が他の職種と比べて、いつも不足をしているということは、変わりがないんだろうというふうに思っております。

その中でどういった人材を確保していくかということで、色々事業者の方とも話をしますが、外国人の技能実習生の話が、今、出ているかと思えますけれども、こうした外国人の技能実習制度をどうやって取り組んでいくのか、また、その外国人に対するコストをどうやって負担軽減を図っていくかということ、これから見据えて取り組んでいかなければいけないんだろうということは、事業者の方からも話を聞きました。

最後に、もう1点だけ。ICT関係ですね。これからICTをどうやって福祉の分野、あるいは介護の分野に取り入れていくかということが非常に重要だということで、これまでも色々な助成制度があつたりとか、色々な企業も取り組んでいるんですけども、本当の現場のニーズに合った、そういったICTをどうやって開発して、そして現場に当てはめていくかということは、非常に重要なのかなと思っております。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それではお待ちいただきました龍円委員、お願いいたします。

○龍円委員 龍円と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、先ほど副委員長からも話があったんですけども、教育と福祉の連携ということについて意見を申し上げたいと思います。

私は、ダウン症のある子が息子におりますけれども、アメリカで出産をしました。アメリカでは、インクルーシブ教育というのが一般的になっていて、先ほどから話題になっている地域での共生社会ということで、地域の小中学校に子供たちが通っておりまして。障害のある子供たちが通っていました。

日本、東京はと言いますと、東京都は、特別支援学校というものを所管していますので、そこでは非常に手厚い教育をしているんですが、一方で、市区町村の公立の小中学校では、なかなか障害者の受入れというのは進んでいません。どちらかという、東京都にそういう専門の学校があるのだから、そっちへ行ってくれというような風潮がありまして、世界の潮流では、インクルーシブ教育は地域の学校でとなっているんですが、東京都では、ちょっと東京都と市区町村のバランスで、どうしても分離教育という方に向かっていっていると思います。

ただ、市区町村の学校で、いきなり障害のある子をたくさん受け入れてといっても、教職員の皆さんは、日々の教育で非常に大変な思いをしていらして、そこに色々なニーズのある子が入ってくるというのは、先生たちにとってはキャパシティオーバーだと思うんです。だからこそ、福祉の人材が教育の現場に入って行って、必要なサポートをするということが可能になる必要があるというふうに考えています。

ただ、先ほど、副委員長もおっしゃったように、縦割りということで、なかなか簡単ではないということなんですよね。

そこで、福祉側としても、教育現場に出ていけるような人材をどのようにつくっていくかとか、どのような仕組みが必要なのかというような話し合いを教育の現場の方たちも含めて話し合いができるような取り組みが進められるべきなのではないかなと思っております。

また、昨今は医療的なケアが必要なお子さんも増えていまして、そういうお子さんは特に人工呼吸器をつけているようなお子さんは、もうそもそも通学してくれるなということで、自宅で授業を受けているようなお子さんもいます。そういうお子さんにとっては、やっぱりヘルパーさんが一緒に通えるようになるとか、そういう福祉人材が共に付き添えるようになることによって、教育の機会にありつくことができる。

教育を受ける平等というのが保たれていないような状況になっているので、そこを何と

かしたいなという思いを持っておりまして、そういう目線も一つ取り入れていただけたら
と思っております。

あと、来年度の4月から東京都では人権条例というのが施行されることになっておりま
して、その中で性的マイノリティの方々に対する不当な差別を禁止するという日本で初め
ての条例ができます。そこで、福祉現場でも男性、女性以外にもいろんな性のあり方があ
るという認識を持っていただいて取り組んでいただけると、ありがたいのかなと思いまし
て、そういう視点も取り入れていただけますようお願いいたします。

ありがとうございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですか。

○栃本副委員長 手短かに3点だけ。

一つは、今の話に最初に申し上げると、特別支援学級とか、特別支援教育とって一般
的には言われていますけれども、それを実際に検討すると、やっぱり、課題とか、すごく
多過ぎるというか、また、専門家が着任していないとか、一応、学校の中の、誰でもいい
とは言わないけれど、そういう人がなっていて、実際に地域で住んでいる障害児の方とか、
家族の方とか、学校内における一般教員を含めて、そういう人たちに対する適切なアドバ
イスとか、助言ができていくかといったら、なかなかできていませんよ。

それと、もう一つ、インクルーシブ教育とか、そういうのを考えたときに、どうしても、
今の特別支援学級とか、そういうのは、あと、要するに、一緒に学ぶ時間とそれじゃない
時間を作るとか、色々ありますよ。だけど、本当はインクルーシブ教育をちゃんとやろう
と思ったら、今は学校の中だけです。学校の中だけでインクルーシブ教育とか特別支援
学級。あれが地域の中で、地域との関係でできなければ、とても本当の意味でのインクル
ーシブ教育というのはできませんので、そういうことも専門的な、あと、色々な知見を持
たれている方がいらっしゃるんで、回数は制限があるかもしれないけど、ぜひ、そういう
議論をしていただきたいと思いました。

それと、もう一つは、人材不足の部分のお話がありました。もちろんそうではあるんで
すけど、その一方で、私、経済セミナーという経済学をやっている人たちに会えたんだけ
ど、東京都内がどうかというのは別なんだけど、民間の介護サービス事業者の質ですね。
この質の問題がすごくあります。やっぱり、色んな業界がありますけど、志のある人が来
る業界というのがあるんですよ。だけど、経営者とか、そういう人たちの、あと経営のレ

ベルというのが低いと、有為の人材は長くいない。それと、福祉の業界というのは、ヨーロッパでもそうだけど、セレブリティというとあれだけど、かなり有閑階級というか、そういう人たちの参加がないと、絶対良質にならないと言われていたんだけど、そういう人たちが地域丸ごととか、皆で参加しようといった場合に、そういう事業者の所でパートで仕事をするかといったら、はっきり言って、しません。だから、根本的なある種の本質的なことで言うと、やっぱり事業者の質、これは審議会で議論することじゃないかもしれないけど、そういう背景があった上でのことなので、表面的な弥縫策をやったとしても、やめるというのは賃金が安いからじゃないから。それは分析したら、すぐ出てくることだから、そこら辺についても、もっと関心を持っていただきたい。

最後に、それぞれの専門性を生かすということと同時に、先ほど、孤独死であるとか、色々ありましたけど、実は介護保険サービスというのは、介護保険サービス以外のインフォーマルとか、あと、それ以外の家族の協力があって初めて実は成り立っていて、しかも、介護保険給付そのものが一番効率的に提供できるというのは、家族に介護しろと言った意味じゃありませんからね。家族の存在とか、地域の存在とか、インフォーマルとか、そういうものがあって初めて実はできているんですよ。それらはある意味では介護保険外サービスといってもいいんですよ。家族が行っているのも介護保険サービスという視点で捉えていいわけだから。例えば保証人の問題、これだって実はそうなんですね。そういうことから言うと、消費者委員会が建議を出しているんですよ。3つの省庁がそれに対して意見を出すということになっていまして、出しましたけれども、霞が関の3省では、なかなか具体的には身元保証人制度及び高齢者生活支援サービスに関するいろんな具体的な手を打つということができません。

したがって、自治体とか東京都であれば、かなり色んなことが、すぐにはできないかもしれないけれど、踏み込んだ形になる。そういうものがないと、地域で安心して死ぬる、死んだ後もちろんとやってくれる。これは隣同士の関係だけでできるということはありませんので、そういうことも含めた、先ほど民間との協力というだったかな、先生がおっしゃったけど、そういうのも含めた意味だと僕は思っていますので、だから、そういう議論も色々な資料を提供して下さって、審議に供することをされると、すごく具体的で、なおかつ実効性のある提案というのになると思いますので、ぜひお願いしたいということです。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

はい、どうぞ、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 今回初めて参加いたしました、都議会議員の高橋信博でございます。

今はもう100歳時代と言いますし、100歳以上の人が日本中で7万人にもなるというような時代でございます。80歳、90歳は当たり前の時代でございます。そこで平均寿命も、男性81歳、女性87歳で、もうそれに今の課題というのは、健康寿命をいかに伸ばしていくかということで、元気高齢者をたくさんつくっていかなくちゃいけない。その元気高齢者が一つ活躍してもらって、社会全体をというようなことでございます。

そして、都市整備の問題がありましたけれども、都市整備につきましても、ただ、今までの都市整備をやっちゃいけないというか、そのための健康長寿の都市づくりといふかね、そういうものをやっつけていかなくちゃいけないと思っております。

そして、私はこの委員長のメモを見まして、一部分といふかね、すごく感銘した点がございまして、先ほど、訪問介護の方が、終活といふかね、最後の社会といふかね、皆さん、必ず1回は死ぬわけございまして、その死に方、逆算していきますと、そこからさかのぼってくると、やはり緩和ケアといふかね、緩和ケア、いかに、よく、ほら、苦しいとか、つらいとか、痛いとかという、それをいかに緩和していくかというのを、そういうふうなことを考えていかなくちゃいけないと。

その前には、やはり健康寿命の質、そして、今の時代は訪問医療と介護が合体しましたので、地域包括ケアシステムをいかにそれが大事なことで、今までは病院で病死で終わったものが、やはり地域に戻して住み慣れた所で最期を迎えようというような時代。そのために今のICTといふかね、遠隔医療といふかね、そういうものもどんどん、あとはロボットだとか、色んなことができる時代になりましたので、そういうことで、そういうのを充実させていかなくちゃいけないのではないかなと思います。

そんな中で、この文章の中で2ページ、最後の段なんですけれども、やはり今までは縦割りということを弊害と言われてますけれども、それぞれの民間にしろ、地域にしろ、行政にしろ、それぞれの役割でやっているわけだけど、それを自助・互助・共助・公助をいかに組み合わせるかという、ここが大事だと思うんですよ。縦割りといふかね、それぞれやってきているわけでございます。それをいかにコネクト、つけていくかということが課題。それには、やはり議会といふかね、国の方もそういうふうにして、全てがやはり、都議会もそうなんですけど、東京都政につきましても、今は縦割り、それをくつつけるのを、私

たち議員ですので、そういう仕事をしていって、そして、こういう社会背景において、この辺はこういうことだから直した方が良いとか、あるいは、くっつけるには、そういうふうに色々な組織というか、それぞれの現場をつけるためには、こういうふうに変えていった方が良いというような提案をも、社会福祉協議会もそうですし、議会もそうですし、また、そういうなかなか都政の各局にしても、今までどおりの局の施策というか、施策というか、そういうことをやっているわけですので、やはり、そういうそれぞれ格差もあるあると言いますけれども、それぞれのところで精一杯、皆さんの立場でやっているわけだから、それを東京都の施策につきましても、それをくっつけるような、あるいは、私たちもそういうことを社会背景、そして、健康寿命社会を一億総活躍社会と言いますが、それは一億総健康長寿社会をつくることだと思いますので、そういう点をやはり当審議会でもやっていただければいいことで。

一番最後に、未来志向を議論することとしたいということでございます。やはり過去はさかのぼれないわけですから、今現在、今の現況を捉えて、これから先どうしたらいいか、その背景をよく考えて、そして、それぞれの組織というか、立場がそれぞれ一生懸命やっているわけですので、それを総合的にやって活用をくっつけていくということが必要ではないかなというふうに、私は思いました。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

はい、横山委員、お願いいたします。

○横山委員 すみません、東京都社会福祉協議会の横山と申します。

今、ちょっと社会福祉協議会の話が出たもので、私どもの協会のほうは、法人としては1,000法人、それから、会員としては4,000を超える、そういうような各事業体が集まっているところで、本来ならば、そういう現場から、こういう所に対して、こういうことを議題にしてほしいというようなものが出てこなきゃいけないんですけども。

私が外で見てた時と、中に入って見て感じることもなんですけれども、やはり協会としてまとまりづらくなっているのかなというのを非常に感じます。

様々な分野や領域に話がどんどん拡散していって、また具体的なこの問題を解決しようとしても、非常に奥の方に入ってしまって、そうすると、私のようなところの小さな組織で多くの分野から参加しているところでは、協会としての動きというのが非常にやりづらいというのが、今、現状でございます。

ただ、やっぱり逆に言うと、先ほど賞味期限という話もありましたけど、だとすると、社会福祉協議会って一体何のためにあるんだという話にならざるを得ないようなことも、ちょっと実は危惧しております。今、私どもの方で非常に欲しいなと思っているのは、今課題となっているものは福祉だけでは収束しない話ばかりでございまして、やっぱり、他との分野と併せて、どういうふうにかこの問題を考えたらいいかということなんですね。

はっきりと教育と福祉を一緒になったとか、それから、都市計と一緒に何か横串を刺そうなんてことは、私も役人をやってましたが、とても難しいですよ、これ。いくら言ったって、そんなすぐに解決するものではないというのは分かっています。

ただ、福祉の立場でこの問題を考える場合に、例えば教育との関係、それから、都市計との関係、まちづくりの関係、どんな物差しでどういうふうにか考えたらいいかというのを、何かその物差しのような分かりやすいものを示していただければ、我々もまた中の議論の中でもやりやすいのかなというふうにか考えています。

ぜひ、そこら辺をですね、個別の問題を解決するというのも大事なんですけれども、大きくこの考え方の方向性を、ちょっと自信を持って中で検討できるような物差しを示していただければ、大変ありがたいというふうにか期待しております。

○平岡委員長　どうぞ、お願いします。

○栃本副委員長　具体的に、例えば一つの例を挙げれば、社会福祉法を改正して、それは国の法律改正なんだけどね、市町村社協とか、それを任意設置にすればいいんですよ。一度、そういうことをした方がよいよね。これが本当の基礎構造改革ですよ。

必要な所だったら残るし、必要がない所は別の市民委員会とか、市民協議会とか、福祉議会とか、作ってやったらいい。それぐらいにね、本当はもう制度疲労というか、もう既にあることを前提にしちゃって、旧態依然の形になっているってありますよね。

それと、もう一つおっしゃるとおり、教育委員会というのがあると、実際における計画でも、福祉関係の計画というのは教育委員会の存在があるから、どうしても突破できないということはありませんよね。

地方自治法上はかつての基本構想、そのみが外局というか、教育委員会に対して物が言える場ではあったんだけど、だから、それも全部承知しているんだけどね、その上でやっぱりあり方というのを考えたら、教育と社会福祉、これの関係を学校方面だけじゃなくてね、密にしる、具体的に共生社会、共生社会とってね、地域のサラリーマンと地域住民が一緒になって共生なんかできるかと言うね、それはそんなに簡単じゃないよ。だけ

ど、学校を基盤にしたやり方というのは、いろんな工夫というのはできると思うんだよね。だから、そこを期待していますし、また、横山さんは前から十分存じ上げているんだけどね、図らずも都社協、東京都社会福祉協議会の厳しさ、難しさというのを話されたけど、まさに、今、そういうことになっていると思うんだけど。

最近読んだこの分厚いヨーロッパの本で出ていたけど、参加型の社会施策の形成とあって、ユーザーとか、コンシューマーとか、あと、そういうものの経験、そういうものを政策に生かすようなメカニズムとか、そういう形に社会政策のあり方とか、社会政策の政策形成だって変えなきゃいけないという、今、後ろのほうに本があるんだけどね、そういうふうになっていますよ。

だから、ぜひ、何でもかんでも参加というわけじゃないんだけど、色んな地方においても、国においても、審議会、この審議会じゃないですよ、僕の加わっている国の審議会ね、そういう審議会だけで何かつくるとい時代じゃありませんよ。そんなことはもうできないもの。

だからもう少し、福祉なんだから、社会保障でもそうだけどね、社会施策というのは組み立て型で、また、日本の国が社会保障を充実させるときに初めて作った審議会は、官邸に直結した社会保障制度審議会というのがあって、今は経済財政諮問会議と一緒になくなってなくなっちゃったんだけどね。その時に一番最初の出発点は、社会保障制度審議会に議員を入れたということなのね。これは戦後の日本の社会で社会保障を充実させなきゃいけないから、衆議院、参議院の議員を入れて、それと、当時の大変な著名な研究者が加わって、社会保障制度審議会ができたんですよ。

だから、そういう意味では、先ほど委員長が話されたように、議員さんが入られて議論するというのは、とても重要なことだし、先ほど、横串とかいうのを組み立ててやるという話ありましたから、できないこともあるかもしれないけど、提言とか、そういうものについては、かくあるべしと。あと、具体的な個々のことについて。

また、東京都はすごく正しいと思ったのは、民間事業者でかなりの大きな問題があったときに、国はなかなか動こうとしなかったときに、東京都が動いて、コムスン、ある案件のときにね、東京都の人たち頑張ったんですよ。あとは、東京都の所属の記者だな、がすごい頑張って、それが頑張ったから厚生省がそのときに動いて、それで、ああいうような介護市場の健全化のための非常に重要な方策を打ったんだけど、その出発点は東京都なんです。だから、そういう実務的なことを私も十分承知していますので、具体的なものを合

わせて、良い形のを、長くなりましたけど、作っていただきたいなと思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。

このあたりで、審議テーマに盛り込んでみたけれども、私自身がどういう方向で議論を進めていいかわからないというところもありまして、その点について、少し専門の委員からご意見を伺いたいと思っていたところです。

一つは、社会福祉と他の領域との領域横断的な取組の必要性ということで、それについては、今、委員からも具体的にご意見を頂いているところなんですけど、他方で、その社会福祉というのが実際には高齢者介護と子育て支援とか、生活困窮者支援というようなテーマ別に分かれてきていて、社会福祉法に盛り込まれているような理念、原則に基づく統一的社会福祉への取組というのが、今後どうなっていくのかというのが気になっていたところがあります。

もう1点は、国際化とか地域でのソーシャルワーク的な機能の強化というような課題について、どう考えていったらいいかということで、専門の委員にお伺いしたいと思っていたところです。

社会福祉という概念がどこまで生き延びて、その統一行政の仕組みが今後いつまで展開されていくのかということ、ちょっと先ほどご紹介いただいたように、厚生省の中で一連の制度改革にも関わられて、研究者としても基礎構造改革などで発言をされてきた栃本委員から、その社会福祉法というものの存在が一般的にはあまり論じられなくなっているようにも思うんですけども、少しそういう点で何かサジェスションいただければと思うんですが。

○栃本副委員長 細かいことなんですけど、社会福祉法改正で2000年の社会福祉法というのは、基礎構造改革の法律改正と言われているんですけど、あれは中二階、踊り場の改革と言われてまして、権利擁護一つとっても、都道府県の社会福祉協議会であるとか、そういうものが対応するというので、消費者保護という観点からいうと、まだ中途半端でありますということね。

それと、権利擁護もそうですし、あとは、社会福祉法については、先ほどの法人改革ということで、かなり色んなことがなされましたけれど、それが法人の主体的な形による改革になっているかどうかと言え、必ずしもそうではないということがあります。

したがって、それらも含めて現在の社会福祉法というのは、ヨーロッパにあるような市民法にはなっていません。現在も規制法なんですってという部分がある。

これは、平成2年の八法改正は、規制法から一旦外に出まして、規制法じゃない部分、多元的な社会を構築するという形で第3条を書きかえたんですけど、2000年の法律改正でまた戻ってしまって、規制法の側面に戻ってしまってますということが1点。

それで、今のお尋ねですけど、社会福祉法で定めた第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業が社会福祉だけではありませんので、むしろ、教育とのつながりという相互乗り入れ、あとは、司法福祉の要件ありますけどね、犯罪被害者であるとか犯罪加害者、矯正、そういうものも全部重なる部分があります。

したがって、重なり合う部分というのを、どのぐらい丁寧に見るかということと、旧来の伝統的な社会福祉事業と思われているものだけでは、東京が抱える新たな課題に発展的に対応したりすることはできませんので、やはり、この議論を通じて、この部分をやはり福祉として受けとめなきゃいけないんじゃないかとか、福祉ではないけれど、共にやっていかなきゃいけない領域だみたいなものを作り上げていく、合意形成していくということが重要だと思うんですね。

第二次世界大戦後、従来社会事業であったものを、福祉という言葉をつけると、当時はウェルフェアとつける言葉が斬新というか、モダンだったものですから、社会事業というものを社会福祉事業という形にしちゃったんですね。ところが、本来、社会事業なんですよ。

社会事業だと、雇用とかね、教育とか、地域の持続可能性とか、そういうものを全部含んだものだったんですね。ところが現在は社会福祉事業、社会福祉事業という形になってしまって、すごく与えられたもの、与えられた領域みたいになっちゃって、そこが主体性を喪失させる、民間の独自性とか、そういうものを喪失させている原因でもありますので、これは今、ご用事で退席された高橋紘士先生が、むしろ、社会福祉事業から社会事業という発想にもう一回戻した方が良くないかということ、前もおっしゃっていたはずですので、やはりもう少し福祉というのは与える側、与えられる側という発想じゃなくて、事業として捉える、取組として捉えるということが必要だと思うんですね。

その中で、いずれそれが法律上の社会福祉事業になるかもしれないし、あともう一つは、今般の社会福祉法の改正による地域における公益事業というものも、実は福祉を目的とする事業とほとんど同じですので、本当はね。だから、そういうものも含めた意味での社会福祉の幅広さというのを考えるというのでいいと思うんですね。

あんまり細かく狭くしないほうが。雇用と福祉というのはもう全く重なっているし、働

くとか自分が有用であるとか、有用感があるとか、何か人にとっての意味があるんだという存在なしに、障害者福祉とかにしたって何の意味があるのかなと思いますので、むしろ、そういう時代に福祉というもの、そのものが変わってきたという認識が私は大切だと思いますけどね。

○平岡委員長 ありがとうございます。

もう一点申し上げたのは、国際化への対応ということと、ソーシャルワーク的な福祉の専門的機能の強化ということで、こういう点で、国際的な視点からのソーシャルワーク教育などを進めておられる、和気委員にぜひご意見を伺えればと思っていたんですが、急にこういうことで振ってしまって申し訳ないんですが。よろしくお願いします。

○和気委員 和気です。

ソーシャルワークという観点からいきますと、先ほど、秋山委員から中野区の話が出ていましたけれども、私も中野区の審議会等に所属しております。去年からは住宅政策審議会にも福祉の専門家に入ってほしいということで、学識経験者ということで初めて参画をいたしまして、先ほど話しておられたような、一人暮らしの方への支援のあり方というのを一つ施策化されたところです。

その他にも地域ケア推進室というのを前から設置しておりまして、要は、高齢、児童、障害など、東京都もそうなのかもしれないんですけど、縦割りで行政がもともとできておりますので、どうしても委員会とか、実際の現場もそういう形で縦割りになります。中野区が大変良かったのは、推進室という横断的な部署を作りまして、そこで様々な他領域の方との色々な議論だったり、実践も展開していくことになりました。

その推進会議でも、私も初めて不動産協会の方とか、警察の方とか、色々自分が今まであんまりお話ししていなかったような方と、グループワークなども通じてお話しするようになりまして、「貸せ、貸せ、登録しろ。」と言っても、1件、孤立死が出たら全部事故物件になってしまって、もう以後、もう半額ぐらいでしか貸すことができないんだよみたいなのを本当に隣で語られると、そういう方々の本当に生きるか死ぬかみたいな厳しい中でやっておられますので、そういうお気持ちも確かにあってしかるべきというようなことを感じました。組織自体が縦割りでない、そういう独立したものになると、本当に他領域の方が参加して、なおかつ、第一線の組織もそういう形で作っておられるんですね。そういったものがもっと東京都全体に普及していくと良いなというのと、更にそこにアウトリーチチームというのも作っておられます。

先ほど、孤立の話、様々な課題が複雑化しているということがありましたけれども、区が率先して、そのアウトリーチしていくということで、そういうなかなか相談に来られない方の課題を地域で見つけて支援していく。それから、伴走型支援というふうに、問題を解決するだけではなく、寄り添い方の支援を展開していく。国でもそういう施策というか、補助金みたいなものがありますけれども、そういうものが全区的に取り組みつつあるということが1点。

あと、見守りもかねてより実施して、条例を改正してやっておりますので、そういうところから今回の住宅施策にもたどり着いたのかなというところがあります。組織を改編していくことで、ソーシャルワーク、相談機能も重層的になり、それぞれの人がそれぞれの役割を果たしながら、でも最終的には区が責任を持つということで、すこやか福祉センターが24時間相談に応じるという体制を取って、夜間の相談は実際にはあまりないんですけども、区の職員が携帯電話を持って緊急時には対応する。それだけのバックアップ体制がなければ、見守り相談というのはできないということの実証なのかなというふうには思っています。

あと、国際に関しては、社会福祉の教育の中でもなかなか手薄だったところでして、今後、急激に増えてくるということが予想されますので、大学教育としても、これを強化していくということで今は動いております。私自身も例えば地元が大学のある八王子市では、担当区が全事業者に調査をかけて、その時点で6月でしたかね、20名の外国人がいるということが判明しましたので、私の学生がその全員の調査を行いました。また、別の大手の福祉法人に色々お話を伺いましたところ、そこは60名程度のEPAを含む外国人を受け入れていて、その手厚い支援が一人の外国人介護士候補、EPAで実際に試験を受かる方は本当に少ないんですけども、それでも4～5年間滞在されますので、その支援に当たっては、一人の方に対して日本語支援、生活支援、それから介護技術の支援という、三人の支援が付かなければ一人の介護士を育てることができないということです。この法人は非常に体力のある法人だったので、そこまでできたんだろうなということで、随分、取組まれている写真とかも見せていただきましたけれども、実際に先行研究などでは、やはり、一人、二人と小さい法人にマッチングされて行かされてしまうと、孤立してしまうのと、施設としてもそれだけの体制が組めないのも、結局、帰ってしまったり、どこかにいなくなってしまうたり、本当にちょっとメンタルが弱くなってしまったりというのが、全国では多々報告されています。

東京都はそういう中で、日本語教育の人材という意味でも、手厚いモデルのようなものを今後示していければ、全国に対しても一つのモデルになるのではないかなというふうに考えておまして、そこに専門教育と、それから、地域の支え合いの現場の方々が、どのように協働して支援できるか。

外国人の方は、やはり先行研究では、同じ言語や文化を持った方からの支援というのが、一番効果があるということが分かっていますので、地域でそういう方々を支援する組織がきちんと機能することで、職場以外での様々な悩みだったり、そういうことにも対応できる。やはり施設だけで何かやるということが難しいので、地域において、行政の方は皆さん今は戦々恐々として、どうしたらいいか分からない。今は国籍が限られていましたので、ベトナム、インドネシアに何とか対応すればということなんでしょうけども、今後、もっと違う国からも来ることが予想されたときに、そういう外国の言語や文化に通じた方々を組織化して支援していくようなシステムというのを作りながら、大学教育、それから、介護の教育も含めて、現場への支援というのを調整するような組織が、多分、東京都や自治体に必要になってくると思っています。

以上です。

○平岡委員長 はい、いいですか。はい、どうぞ。

○栃本副委員長 今のお話でね、神奈川県、神奈川県は地域調整課、地域調整室ってあって、そこがやっていますよね。去年、多文化共生社会のためのソーシャルワーク教育というので、社会福祉の国家資格を取得して3年以上、つまり、実際にペーパードライバーじゃなくて、実際にソーシャルワーカーとしてお仕事をしている社会福祉士の資格を取った人が、現在も大学院なんかで実習して、要するに、医療とか看護ではそういう世界がありませんよね、専門医であるとかね。それが単位化されて認定社会福祉士になるだけだね。

神奈川県は県として、その多文化共生型のためのソーシャルワークの研修というものをきちっと位置付けて、県内を初め、そういう人たちに対するソーシャルワークとしての実践力を高めるようにしていますよね。

どこもそうなんだけど、本当に現在いらっしゃる外国の方、あとお子さん、そういう方々、その人たちとどういう形で共生するとか、ヨーロッパでも各国取組違うんだけど、だけど、やっぱり行政として、そういう、それらしい調整課とか、そういうものって、どうしてもやっぱりこれから必要になると思いますね。

日本の方だけじゃない、日本の方と言うとあれだけど、それ以外の人たちと、本当のい

い意味で、その文化の独自性というものを保持していただきながら、ともに多様性を認め
た上ですよ、していくというのもやっぱり、これは実は東京だけじゃなくて、地方都市
でも結構外国人の方々の比率が高い所って地方自治体でもありますからね。そういう所で
は本当に重要な、先生のおっしゃる問題提起というか、課題だと思いました。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

外国人の介護人材ということに関しては、東京都でもEPAの来日した方とか、技能実
習制度で来られる方の日本語学習への支援等も事業化しているということなんですが、今、
お話伺うと、色々もう少し総合的な観点からの検討が必要ではないかというお話であった
かと思います。

その他いかがでしょうか。

はい、山田委員、お願いいたします。

○山田（広）委員 公募委員の山田と申します。

私、ずっとこの今期のテーマを何度も何度も読み返してみて、なかなか理解できなくて、
ずっと考え込んでいたんですけども、簡単に考えれば、求める新しい福祉社会というのが、
安心して生活ができて、安心して死ねる社会かなというふうに受け止めました。普段にお
いては不便を感じない、そして、寂しさを感じない、そんな社会であれば良いなというふ
うに思います。そこにはやっぱり地域のコミュニティが必要かなというふうに感じました。

これが今度は、その外国の方にも参加していただいて、今、お話にもありましたように、
お互いの文化、あるいは、他都市の福祉の状況なんかも色々聞いてみれば、新しいことに
役立つかもしれません。そういうことでもって積極的に考えていきたいなというふうにし
ました。

先期ですけども、先期はフォーマルサービスとインフォーマルサポートに分けて人材の
あり方というものを検討してきたわけですね。これ対極に置いてあるのがインフォーマル
サポート、それだけ重要な位置付けだと思えます。

地域包括ケアシステムの構築を2025年ですか、それまでにやろうということなんで
ですけども、このインフォーマルサポートは定義によりますと、自主自発に基づいて雇用を
前提としないボランティア等々と謳ってあるんですけども、ちょっと、これはなかなか定
着は難しいかなというふうに感じて、そうそう簡単に自主自発というものが根付くのかな
というふうに思っています。

意見書でも、確かに地域に根づくには相当な時間がかかるというふうに謳ってあります。やっぱり、これは本当に諦めずに地道な活動をしていかなければいけないと思いますので、今期のテーマの中でも、この部分はやっぱりきちんとした位置付けを置いて、議論をしていけたらなというふうに思います。

目下の各区市町村は、包括ケアシステムの構築に向けて色々施策を打っていると思うんですけども、都としても、これが本当に着実に進行しているのか、チェック、支援、これらを行っていただければ、ありがたいなというふうに思います。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。貴重なご提案、ありがとうございます。

きょうのご意見から、この提案メモの最後のところに書いてあります、「誰もがいつまでも安心して暮らし続けることができる都市」ということの「誰も」ということについては、生涯独身で過ごすという人も当然含まれますし、性的少数者の方も含まれますし、外国人の方も含まれるという理解で行く必要があるということを確認しておきたいと思う次第です。

さて、一通りご意見を頂きまして、予定している時間も迫ってまいりましたが、最後に特に今まで発言し損なったといいますか、ぜひ発言しておきたいということでご意見いただける方がいらっしゃったら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

はい、小林委員。

○小林臨時委員 色々ご意見伺いまして、少し整理の枠組みのようなものを考えていたのですが、第1に、長期的な視点としては、多分、社会構造、人口構造、家族構造、それから文化構造のような議論が必要になるのだろうか、これらが2030年、2040年頃になって、どうなるのかというような整理をしていただけると良いかと思いました。

2番目ですけれども、提出された主旨説明の最後の部分ですが、お話を伺っております、「誰もがいつでも」は良いとして「安心して」というところをもう少し詳しくしても良いのではないかという気がしました。

安心と安全と、それから、今、議論に出ていました参加ですね、やはり生き生きと過ごすことができるという三つくらいの視点が必要になってくるのではないかと思います。どこかで読んだ記憶がありますが、多分、地域共生社会の考え方の中に、安心・安全、それから、生き生きと生きるという意味での参加という視点が入っていたような気がします。

これを、コミュニティに即して考えてみると、コミュニティを一般的に捉えるのではな

くて、安心のコミュニティ、安全のコミュニティ、参加のコミュニティというように分けて整理してみたらどうかという感じがしました。

コミュニティの場合、当然、住民が中心になって作っていくことになると思います。先ほど議論がありますけれども、住民というのはそんなに簡単に動くものではない。行政がこうしてほしいといってもなかなか動いてくれませんか。この場合、住民が動けるような環境を整備するということが施策としては重要になってくる。

そこで、自治体の設定する範囲としての広域、中域、小域というような単位から、今申し上げたような視点から仕組みを考えていって、そこに、地域住民を中心にして、行政、社会福祉法人、それから企業なども参加できるような方向があると良いのではないかと思います。

具体的なイシューやトピックスにつきましては色々ご指摘ありましたので、それは大切だと思いますが、問題点の指摘と共に、それをどのように解決しているかというような好事例も示していただくことが、今後の検討にとっては大切ではないかという感じがしました。

以上です。

○平岡委員長 今日議論で、あまり地域での具体的な取組の進め方というようなことまで立ち入ってはいませんでした。その議論を整理するための枠組みを含めて、今後、分科会でこの問題はぜひ検討を進めていただければと思っております。

さて、それでは、色々ご意見を頂きましたが、今期の審議課題としては、2025年以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方について議論し、テーマについては、今、頂いたご意見を踏まえて、分科会で更に絞っていただくということ、そして、スケジュール的な面で言いますと、その2025年以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方について、議論をその分科会で進めていただいて、一定の結論を得た段階で、この審議会全体での会議での検討を行って、意見具申をするということにさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。

そして、このような課題について議論を深めていくためには、審議会規程の、今画面に出ていると思いますが、第3条第2項に基づきまして、専門の分科会を置く必要があると思います。

分科会長を始め分科会の構成メンバーにつきましては、事務局とも十分相談させていただきたいと思っております。参加をお願いする委員の方には、後ほど、事務局から個別に連絡をしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○平岡委員長 はい。

また、この審議会の方々だけではなくて、分科会には新たに色々なご専門の方に、臨時委員として加わっていただくということも従来行っておりましたので、そのことも検討してまいりたいと思います。

それでは、今後の審議については検討分科会にお願いして、その結果をこの総会にご報告いただいて、全体で審議をするということになるということを確認したいと思います。

日程などにつきましては、事務局から説明をお願いしたいと思います。では、お願いいたします。

○森田企画政策課長 今後の審議日程でございますけれども、今、委員長の方からございました検討分科会をできるだけ早期に立ち上げまして、ご検討をお願いしたいと思っております。

その後、夏頃を目途に、起草委員会を立ち上げたいと思っております。その中で意見具申に向けて具体的な検討を進めてまいりまして、最終的には、来年度末に開催予定の総会におきまして、意見具申を行っていただきますよう、お願いいたします。

具体的なスケジュールにつきましては、今後、検討分科会の中でご相談をさせていただけたらと考えてございます。

以上でございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

ただ今説明がありましたとおり、検討分科会を中心に精力的に審議を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

私もできるだけ、分科会の審議には参加させていただきたいと考えております。

では、事務局から連絡事項がありましたら、よろしく願いいたします。

○森田企画政策課長 本日は熱心なご議論、ありがとうございます。

まず、事務局から連絡事項でございますけれども、配付いたしました冊子でございます。参考資料につきましては、お持ち帰りいただいて結構なんですけれども、重たいので、もしお荷物になるようございましたら、机の上に置いていただければ郵送させていただきます。

次に、委員の皆様がお持ちの青色の一時通行証でございますが、1階のエレベーターをおりた後に、カードゲートに併設されております回収機がございますので、こちらでご返却いただき、ゲートを通過していただければと思います。

なお、お車でお越しの方がおりましたら、駐車券をお渡しいたしますので、受付でお声がけをいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○平岡委員長 ありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれもちまして終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

(午後 3時32分 閉会)